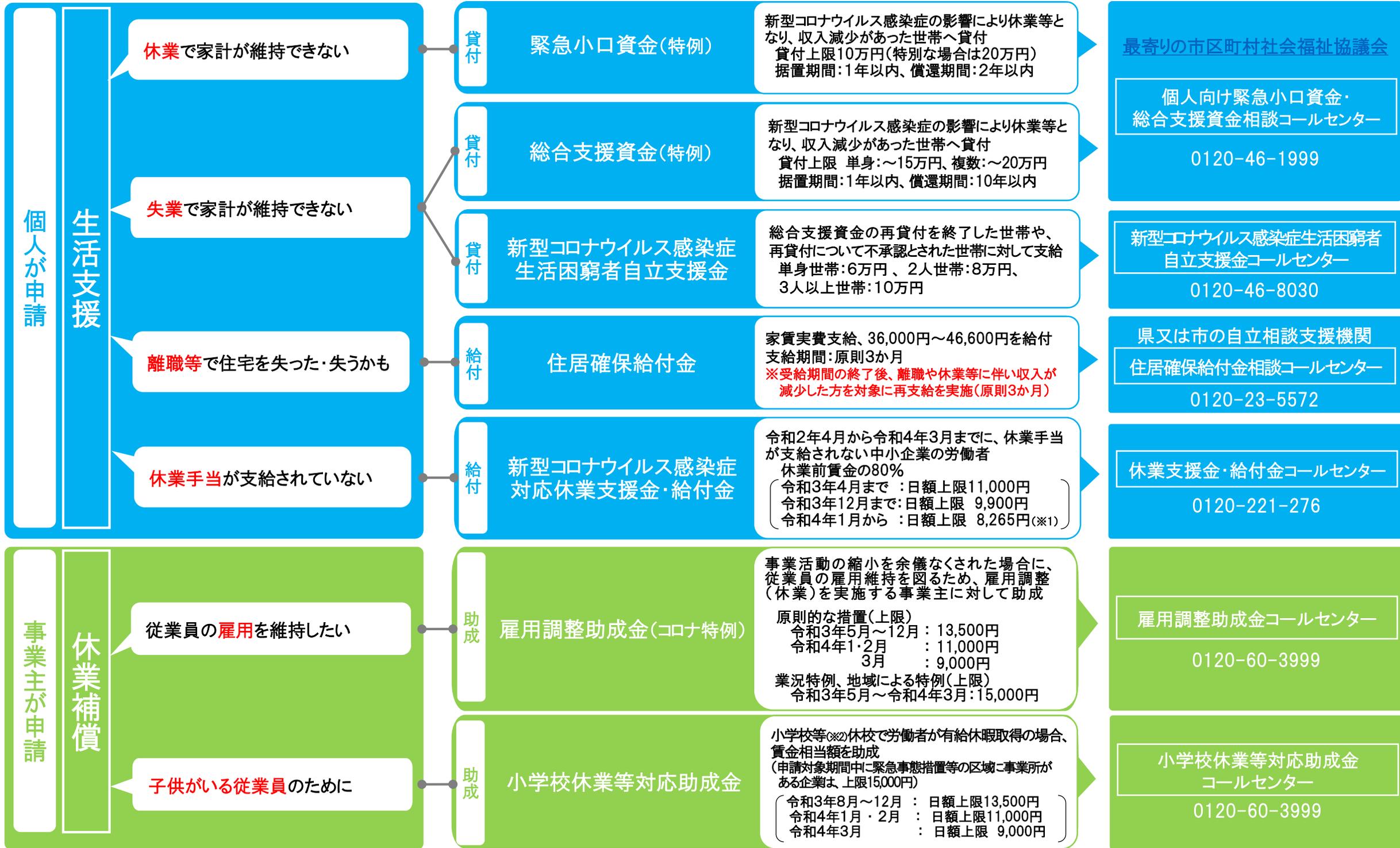


# 新型コロナウイルス感染症に伴う助成金・給付金等まとめ(2022年2月1日時点)



(※1)緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事の要請を受けて営業時間の短縮等に協力する新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条に定める施設(飲食店等)の労働者については、令和3年5月1日~令和4年3月31日の期間において上限11,000円

(※2)「小学校等」とは(厚生労働省HPより抜粋)  
①小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校(幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る)、特別支援学校(全ての部) ②放課後児童クラブ、放課後等デイサービス  
③幼稚園、保育所、認定こども園、許可外保育施設、家庭的保育事業等、こどもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

# 新型コロナウイルス感染症に伴う助成金・給付金等まとめ(2022年2月1日時点)



(※1) ○ あいスタ認証店  
 ①時短:5時~20時(酒提供なし) :【中小企業】1店舗・1日あたり **3万円~10万円**、【大企業】1店舗・1日あたり **売上高減少額の4割(最大20万円)**  
 ②時短:5時~21時(酒11時~20時まで):【中小企業】1店舗・1日あたり **2.5万円~7.5万円**、【大企業】1店舗・1日あたり **売上高減少額の4割(最大20万円)**  
 ○ その他の店 :【中小企業】1店舗・1日あたり **3万円~10万円**、【大企業】1店舗・1日あたり **売上高減少額の4割(最大20万円)**

中小企業は大企業と同様、売上高減少額の4割を選択することも可能